使用料等審議会議案

日 時 令和3年2月15日(月) 19時00分~ 場 所 役場新庁舎2階 会議室7

- 1 町長あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 諮 問
- 4 議案審議
 - (1) 「畜牛育成牧場管理及び使用条例」に係る町営牧場使用料の 改定 資料 1
 - (2) 「芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例」に係る 新嵐山キャンプ場及び付属施設利用料金の改定 資料 2
 - (3) 「芽室町手数料徴収条例」に係る建築物エネルギー消費 性能適合性判定手数料等の改定 資料3
- 5 その他

使用料等審議会委員名簿

(敬称略)

	(似外哈)
氏 名	備 考
杉 本 みどり	H23年11月1日~
林 幸 司	H23年11月1日~
萩 原 真理子	H25年11月1日~
松山陽一	H25年11月1日~
野澤亮	H27年11月1日~
丹野寛	H29年11月1日~
福田清貴	H29年11月1日~
依 田 浩 恵	H29年11月1日~
白銀孝志	R1年11月1日~
櫻井香代	R1年11月1日~

(任期:令和元年11月1日~令和3年10月31日)

使用料等審議会条例(抄)

(組織)

- 第3条 審議会は、委員10人をもって組織する。
- 2 委員は、町民のうちから町長が委嘱する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。
- 2 補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第5条 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は審議会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。